

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年12月1日から18年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額について、15年12月を28万円、16年1月を22万円、同年2月を28万円、同年3月を26万円、同年4月を28万円、同年5月を26万円、同年6月を24万円、同年7月から同年8月までを26万円、同年9月から同年12月までを28万円、17年1月から同年3月までを26万円、同年4月を28万円、同年5月を26万円、同年6月を24万円、同年7月を26万円、同年8月から同年12月までを28万円、18年1月を26万円、同年2月を24万円、同年3月から同年7月までを28万円、同年8月を26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成18年9月1日から19年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事後訂正の結果、28万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、当該期間の標準報酬月額については、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間に係る標準報酬月額について、18年9月を24万円、同年10月から同年11月までを28万円、同年12月から19年2月までを26万円、同年3月から同年7月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：平成15年12月1日から19年8月1日まで
ねんきん定期便で厚生年金保険の記録を確認したところ、私がA社に勤務している期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い額となっていることが分かったので、当該期間に係る標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年12月1日から18年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された15年12月分から18年8月分までの給料支払明細書（平成17年1月分を除く。）及び17年分給与所得の源泉徴収票の写しにより確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、15年12月を28万円、16年1月を22万円、同年2月を28万円、同年3月を26万円、同年4月を28万円、同年5月を26万円、同年6月を24万円、同年7月から同年8月までを26万円、同年9月から同年12月までを28万円、17年1月から同年3月までを26万円、同年4月を28万円、同年5月を26万円、同年6月を24万円、同年7月を26万円、同年8月から同年12月までを28万円、18年1月を26万円、同年2月を24万円、同年3月から同年7月までを28万円、同年8月を26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成18年9月1日から19年8月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の21年9月9日に当該標準報酬月額を28万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の額（28万円）ではなく、当初、記録されていた額（9万8,000円）とされている。

しかし、申立人から提出された平成18年9月分から19年7月分までの給料支払明細書の写しにより、申立人は、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により控除されていたことが認められるため、当該写しにより確認できる報酬月額及び保険料控除額から、18年9月を24万円、同年10月から同年

11月までを28万円、同年12月から19年2月までを26万円、同年3月から同年7月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主及びその妻は、申立てどおりの届出を行っておらず、当初届け出た報酬月額に基づく厚生年金保険料しか納付していない旨回答している上、申立人のA社に係る平成16年9月、17年9月及び18年9月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の写しにより、事業主は、標準報酬月額9万8,000円に相当する報酬月額を届け出ていることが確認できるほか、同年9月の同算定基礎届（訂正）の写しにより、事業主は、同年9月から19年7月までの保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該訂正届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社（オンライン記録上、名称変更後は、B社）における資格取得日を平成16年6月28日、資格喪失日を同年8月1日とし、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月28日から同年8月1日まで

私は、申立期間においてB社に勤務していたが、ねんきん特別便には、同社に係る記録が記載されていなかった。

しかし、当時の給与支給明細書を確認したところ、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録上、B社は、申立期間当時、A社として厚生年金保険を適用されていたことが確認できるところ、申立期間については、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年6月29日（申立人の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届の写しから、事業主による届出日は平成23年6月20日）に申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失処理がなされているが、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかし、雇用保険の記録、申立人から提出された給与支給明細書及びB社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は申立期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書及び賃金台帳から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めている上、申立人の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る資格取得届及び資格喪失届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年3月9日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

また、申立期間②のうち、平成7年4月1日から8年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間②のうち、平成8年10月1日から14年10月1日までの期間及び申立期間③に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録について、8年10月から9年9月までを17万円、同年10月から11年11月までを20万円、同年12月を16万円、12年1月から14年9月までを20万円、15年4月から同年11月までを19万円に訂正することが必要である。

加えて、申立人は、申立期間④から⑩までに支給された各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録について、平成15年8月12日及び同年12月27日は9,000円、16年8月11日、同年12月27日及び17年8月12日は13万円、同年12月27日は12万7,000円、19年12月29日は1万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の厚生年金保険料、申立期間②のうち、平成8年10月1日から14年10月1日までの期間及び申立期間③に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）並びに申立期間④から⑩までの期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間： ① 平成7年3月9日から同年4月1日まで
② 平成7年4月1日から14年10月1日まで
③ 平成15年4月1日から同年12月1日まで
④ 平成15年8月12日
⑤ 平成15年12月27日
⑥ 平成16年8月11日
⑦ 平成16年12月27日
⑧ 平成17年8月12日
⑨ 平成17年12月27日
⑩ 平成19年12月29日

私は、平成7年3月9日からA社に勤務しているが、年金事務所で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間①の被保険者記録が無いこと、申立期間②及び③の標準報酬月額が、実際に支給された給与額より低い額となっていること、並びに申立期間④から⑩までに支給された賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間①を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

また、申立期間②及び③に係る標準報酬月額を正しい金額に訂正するとともに、申立期間④から⑩までの賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された申立人のタイムカードの写し及び申立人から提出された平成7年3月分の給与支給明細書の写しにより、申立人は、申立期間①において同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書の写しにより確認できる保険料控除額から、18万円とすることが必要である。

申立期間②のうち、平成7年4月1日から8年10月1日までの期間については、オンライン記録において、当初、A社における申立人の当該期間に係る標準報酬月額は20万円と記録されていたところ、7年12月5日付けで、同年4月1日に遡及して15万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、A社から提出された申立人の給与支給明細書（控）の写しを見ると、当該期間の給与額は、当該遡及訂正前の標準報酬月額よりも高い額であったことが確認できる。

また、A社は、「申立人は、入社してから現在までB職として勤務している。」としており、同社の商業登記簿謄本において、申立人が、同社の

役員であったことは確認できないことから、申立人は、同社の社会保険事務について権限を有しておらず、当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、不納欠損整理簿の写しにより、A社は、当該期間以前から社会保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た報酬月額に相当する20万円に訂正することが妥当である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）で申立人の標準報酬月額が15万円と記録されているところ、当該記録については遡及訂正処理との関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間②のうち、平成8年10月1日から14年10月1日までの期間、申立期間③及び申立期間④から⑩までの期間については、申立人は、標準報酬月額が相違していること及び標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額（標準賞与額）又は申立人の報酬月額（賞与額）に基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

申立期間②のうち、平成8年10月1日から14年10月1日までの期間及び申立期間③に係る標準報酬月額については、A社から提出された当該期間に係る給与支給明細書（控）の写し及び月別勤怠支給控除一覧表の写しにより確認できる報酬月額及び保険料控除額から、8年10月から9年9月までを17万円、同年10月から11年11月までを20万円、同年12月を16万円、12年1月から14年9月までを20万円、15年4月から同年11月までを19万円に訂正することが必要である。

また、申立期間④から⑩までの期間に係る標準賞与額については、A社から提出された当該期間に係る給与支給明細書（控）の写し及び月別勤怠支給控除一覧表の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年8月12日及び同年12月27日は9,000円、16年8月11日、同年12月27日及び17年8月12日は13万円、同年12月27日は12万7,000円、19年12月29日は1万9,000円に訂正することが必要である。

なお、申立期間①、申立期間②のうち、平成8年10月1日から14年10月1日までの期間、申立期間③及び申立期間④から⑩までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出及び保険料納付を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間①の保険料、申立期間②のうち、8年10月1日から14年10月1日までの期間及び申立期間③に係る当該標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）並びに申立期間④から⑩までの期間に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 12 月 1 日から 48 年 6 月 16 日まで
② 昭和 55 年 3 月 11 日から 58 年 5 月 1 日まで

私は、申立期間①において、A社の、申立期間②において、B社のそれぞれ事業主であったが、申立期間における厚生年金保険の記録が無いことが分かった。

しかし、間違いなく厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、商業登記簿において登記されていたことが確認できない上、オンライン記録においても、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人がA社の社員として挙げた4人のうち事情を聴取できた1人は、「私は、前の事業所（申立人が申立期間①の直前に勤務していた事業所）を退職後、申立人が立ち上げたA社に創業時から1年ぐらい、申立人と一緒に勤務していた。」と述べていることから、申立人が同社の事業主として事業を行っていたことは推認できるものの、当該事情を聴取できた者は、「私も、A社に係る厚生年金保険の記録は無く、加入していないのであれば厚生年金保険料も控除されていないはずである。」と述べている上、申立人が社員として挙げた別の3人については、死亡又はそれらの者を特定することができないことから、事情を聴取できず、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間②について、商業登記簿謄本によると、B社は、昭和 55 年 3

月 11 日に設立され、申立人は、同社の代表取締役であることが確認できるものの、オンライン記録において、同社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同社の当時の役員のうち事情を聴取できた者は、「B社は、厚生年金保険に加入していなかった。厚生年金保険料を引かれた記憶も無い。」と述べている。

また、B社に係る商業登記簿謄本で確認できる役員（前述の事情を聴取できた役員を除く。）及び申立人が同社の社員として挙げた二人については、それらの者を特定できないことから、事情を聴取できず、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

なお、仮に、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたとしても、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 22 日から 55 年 6 月 1 日まで

私は、前の職場から引き抜かれてすぐの昭和 54 年 8 月 22 日から 56 年 1 月まで、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が 55 年 6 月 1 日となっており、申立期間の記録が無いことが分かった。

B職関係の仕事の経験は豊富であり、入社後すぐに加入していないのはおかしいと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録上、申立期間を含む期間において、A社（オンライン記録によると、名称変更前は個人事業所）に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は、申立人と同日（昭和 55 年 6 月 1 日）に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している者よりも申立人の方が早く入社した旨述べている上、当該被保険者資格取得日と同日に当該事業所に係る被保険者資格を喪失している者は、「申立人とは、半年以上は一緒に仕事をしたと思う。」と述べていることから、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間の一部において、当該事業所に勤務していた可能性がある。

しかし、オンライン記録上、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和 52 年 10 月 1 日及び 54 年 3 月 1 日に取得している者がそれぞれ二人ずつ確認できるところ、このうち 52 年 10 月 1 日に資格取得した一人及び 54 年 3 月 1 日に資格取得した一人は、同じ日に資格取得しているもう一人の者とは一緒に入社していない旨それぞれ述べていることから、当該事

業所は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなかった状況がうかがえる。

また、A社の元事業主は、「30年前に倒産しており、申立てが事実かどうかについては分からない。」と述べている上、申立期間当時、社会保険事務を担当していたとする元事業主の妻は、「関係書類は処分しており、申立てどおりの届出、保険料控除及び保険料納付を行ったかどうかについては不明だが、給料を支払う際に厚生年金に入っている人からは保険料を引くという形にしていた。」と述べているほか、前述の申立人を記憶していた複数の者に事情を聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。